

## 授業料免除提出書類

(詳細は、「授業料免除申請のしおり」を参照してください)

1. 授業料免除申請書(平成 30 年 10 日 1 日現在)
2. 就学者以外の世帯員全員の課税(非課税)証明書(原本) 平成 30 年 7 月以降に発行されたもの  
に加えて
  - ・給与所得者は、平成 29 年源泉徴収票(写)
  - ・給与所得者以外(営業所得等)者は、受付印のある確定申告書控(写)第 1 表及び第 2 表※平成 29 年源泉徴収票又は確定申告書がない者は、給与支払(見込)証明書、年金支払通知書、退職金・保険金等支払通知書、雇用保険受給資格者証、無職の申立書等の所得が分かる証明書。  
(H29 年の途中で、就職・転職の場合は最近 3 ヶ月の給与明細書から所得を算出)  
※就学者(申請者及び中学生以下は除く)は、在学証明書。  
ただし、国立大学在籍者は、在学・授業料免除状況証明書。
3. 奨学金受給状況証明書 (受給していない者は「なし」として提出)
4. アルバイト等収入状況申立書 (アルバイト等をしていない者は「なし」として提出)
5. その他必要書類
6. 授業料免除不足書類票 (受付当日配付)
7. マークシート (受付当日配付)
8. 申請用封筒 (受付当日配付)

1～4 は全員提出してください。

5 については、世帯・生計の状況により「授業料免除申請のしおり」を熟読のうえ必要書類を提出してください。

### ●母子父子

共通の提出書類に  
加えて

1. 母子父子世帯申立書【様式 5】

【注】・経済力のない祖父母とは給与収入 1,662,500 円以下(所得金額 50 万円以下)のこと。年金は給与収入とみなします。

- ・18 歳以上の就学者でない兄弟等がいる場合は認定されません。

### ●独立生計(学部生は認定されない)

共通の提出書類に  
加えて

1. 独立生計者申立書【様式 10】
2. 父母等の所得を証明するもの(両親等の扶養から外れていることの確認のため)
3. 本人と同一住居に居住する全員の住民票(原本)
4. 健康保険証(写)(本人又は配偶者が健康保険等の被保険者であること)

### ●私費外国人留学生

共通の提出書類に  
加えて

1. 経済状況申立書【様式 11】
  - ・指導教員の所見及び署名(捺印)が必要
2. 住宅費に関する証明書類
  - ・賃貸契約書(写) 神戸大学学生寮、国際交流会館の居住者は不要